

株 主 各 位

大阪市淀川区西中島五丁目11番8号  
株式会社 i - p l u g  
代表取締役CEO 中 野 智 哉

## 第10期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第10期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。
  2. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。定款変更の内容は、後記のとおりであります。

**第2号議案** 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に中野智哉、田中伸明、直木英訓、秋澤大樹、阪田貴郁、田中邦裕の6氏が再選され、また、麻田祐司氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、田中邦裕、麻田祐司の両氏は社外取締役であります。

**第3号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件  
 本件は、原案どおり当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、その総額を年額20百万円以内とすることにつき承認可決されました。  
 なお、本制度に基づき、対象取締役へ発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内であります。

**定款変更の内容**

（下線部分は変更箇所を示しております。）

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;"><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="390 158 701 184">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="305 198 465 223">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="288 235 802 337">第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="288 349 802 450"><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="500 500 591 526">(新 設)</p>	<p data-bbox="928 158 1239 184">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="843 198 1003 223">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="827 235 1341 337">第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="1038 349 1129 374">(削 除)</p> <p data-bbox="843 500 919 526"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="843 538 1316 563"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="827 576 1341 828"><u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="827 840 1341 941"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="827 954 1341 1055"><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上